

## 豊橋市障害者差別解消推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号、以下「障害者差別解消法」という。）に規定する障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、啓発及び知識の普及を図るために取組むにあたり、関係機関や民間団体との連携協力体制の整備について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者差別解消法による。

### (事業主体)

第3条 本事業の実施主体は豊橋市とする。

### (事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。本事業の一部を適切な事業運営を行うことができる事業者に委託することができる。

#### (1) 障害者差別解消の体制整備

- ア 障害者差別解消に関する対応窓口の設置、相談の受理及び事実確認
- イ 社会的障壁の除去及び合理的配慮にあたっての対応
- ウ 相談者に対する支援方針の決定及び支援の実施並びに支援方針の再評価
- エ 差別を受けた知的障害者、精神障害者等に対する成年後見制度の利用支援及び成年後見制度の開始に関する審判の請求
- オ ケースに応じた専門機関との連携・協力体制の整備

#### (2) 障害者差別解消支援ネットワークの連携強化

差別解消に関する相談受付窓口及び障害者差別解消支援地域協議会の設置運営及び連携強化

#### (3) 保健・福祉・医療・就労関係機関の従事者に対する研修

障害を理由とする差別の解消を推進するにあたって必要となる研修会の開催

#### (4) 障害者差別解消に関する知識・理解の普及啓発

障害者差別解消に関する知識を深めるため、事業者等を対象とした研修会等の開催

#### (5) その他障害者差別解消に関する事業であって、市長が適当と認めるもの

### (相談受付窓口の設置)

第5条 障害を理由とする差別の解消を推進するため、豊橋市障害者福祉会館「さくらピア」に障害者差別解消に関する当事者からの相談受付窓口を設置する。

### (相談受付窓口の事業内容)

第6条 相談受付窓口の事業内容は次のとおりとする。

- (1) 差別解消に関する相談の受理
- (2) 差別解消に関する相談に対する助言等
- (3) 差別解消に関する相談の報告

(対応窓口の設置)

第7条 障害を理由とする差別の解消を推進するため、とよはし総合相談支援センターを障害者差別解消に関する対応窓口とする。

(対応窓口の事業内容)

第8条 対応窓口の事業内容は次のとおりとする。

- (1) 相談受付窓口に対する指導・助言
- (2) 差別解消に関する相談の事実確認
- (3) 相談者に対する支援方針の決定及び支援の実施並びに支援方針の再評価
- (4) 障害者差別解消支援ネットワークの連携強化
- (5) 障害を理由とする差別の解消に関する知識・理解の普及啓発
- (6) 保健・福祉・医療・就労関係機関の従事者に対する研修会
- (7) 障害者差別解消支援地域協議会の運営補助
- (8) その他、障害者差別解消に関する支援について市長が必要と認めるもの

(障害者差別解消支援地域協議会の設置及び名称)

第9条 障害を理由とする差別の解消を推進するため、保健、医療、福祉を専門とする有識者、警察、弁護士、関係団体及び地域関係組織の代表者等からなる「障害者差別解消支援地域協議会」を設置する。

2 障害者差別解消支援地域協議会の名称は「豊橋市障害者権利擁護ネットワーク協議会」(以下「ネットワーク協議会」という。)とする。

(相談の対応)

第10条 障害者から障害者差別解消に関する相談があったときには、これを速やかに受理し、相談記録(別表1)へ記録するとともに、定期連絡会等で協議を行うものとする。

2 対応方針の検討は、障害福祉課管理職及び職員のほか、必要に応じて相談受付窓口等の事業を担う職員や関係者を含めたコアメンバーにより判断する。

(事業者及び一般市民への理解・啓発)

第11条 市長は、相談受付窓口やネットワーク協議会、自立支援協議会などと協力し、市内事業者及び一般市民等に対して、法の周知及び啓発等、障害者の差別解消にかかる措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

## 相 談 記 録 表

年 月 日 ( )		受付時間 : ~ :	
ふりがな 名 前	ふりがな 住 所	対 応 者	
TEL ( )			
・身体障害者( )級 ・重度心身障害者 ・知的障害( )判定 障害名・病名等	・精神障害( )級 ・発達障害 ・高次脳機能障害	生 年 月 日 M, T, S, H	
		対 応 結 果 □相談終了: □聞取りのみ □情報提供・助言 □他機関への取次・斡旋(機関名: ) □相談継続(担当機関名: ) □その他( )	
相 談 方 法		相 談 内 容	
① 訪問	① 福祉サービスの利用等に関する支援	② 障害や病状の理解に関する支援	② 健康・医療に関する支援
② 来所相談	③ 健康・医療に関する支援	③ 健康・医療に関する支援	③ 不安の解消・情緒安定に関する支援
③ 同行	④ 不安の解消・情緒安定に関する支援	④ 不安の解消・情緒安定に関する支援	④ 保育・教育に関する支援
④ 電話相談	⑤ 保育・教育に関する支援	⑤ 保育・教育に関する支援	⑤ 家族関係・人間関係に関する支援
⑤ 電子メール	⑥ 家族関係・人間関係に関する支援	⑥ 家族関係・人間関係に関する支援	⑥ 家計・経済に関する支援
⑥ 個別支援会議	⑦ 家計・経済に関する支援	⑦ 家計・経済に関する支援	⑦ 生活技術に関する支援
⑦ 関係機関	⑧ 生活技術に関する支援	⑧ 生活技術に関する支援	⑧ 就労に関する支援
⑧ その他	⑨ 就労に関する支援	⑨ 就労に関する支援	⑨ 社会参加・余暇支援に関する支援
	⑩ 社会参加・余暇支援に関する支援	⑩ 社会参加・余暇支援に関する支援	⑩ 権利擁護に関する支援
	⑪ 権利擁護に関する支援	⑪ 権利擁護に関する支援	⑪ その他
	⑫ その他	⑫ その他	⑫ 差別解消法に関連する支援
	⑬ 差別解消法に関連する支援	⑬ 差別解消法に関連する支援	
次 回 予 定		ケ ー ス 会 議 参 加 者	

相 談 内 容 詳 細	対 応 方 法